

## 鳥取県私立中学校就学支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県私立中学校就学支援金(以下「本支援金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本支援金は、知事が鳥取県内の私立中学校に在学する生徒がその授業料及びその他の納付金（以下、「授業料等」という。）に充てるために就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、私立中学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として交付する。

### (支援金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、鳥取県私立中学校就学支援金実施要領（平成22年11月17日付第201000112709号鳥取県企画部長通知）に基づいて、本支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を受けた生徒（以下「受給権者」という。）に代わって本支援金を受領し、その有する受給権者の授業料等に係る債務の弁済に充てる事業（以下「支援事業」という。）を行う私立中学校の設置者である学校法人（以下単に「学校法人」という。）に対し、予算の範囲内で本支援金を交付する。
- 2 本支援金の支給を受ける資格を有する者は、保護者等（別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める者をいう。）の市町村民税の課税標準額に $6/100$ を乗じた額から市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に $3/4$ を乗じた額）を引いた額が304,200円未満の者とする。
- 3 本支援金の額は、その年度における支援事業による学校法人の授業料債権への充当額（支援事業による受給権者が該当する受給権者の区分に応じて別表第2に定める額を限度とする。）の合算額以下とする。

### (適用除外)

- 第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、原則として本支援金を交付しない。
- (1) 学校法人の役員又は教職員の間において訴訟その他の紛争があり、当該学校法人又は中学校の適正な運営が期しがたい場合
  - (2) 学校法人の財政事情が極度に窮迫して、破産宣告、銀行取引停止処分等を受けた場合
  - (3) 学校法人が法令の規定、それに基づく所轄庁の処分又は当該学校法人の寄付行為に違反した場合
  - (4) その他中学校の管理が著しく適正を欠いている場合

### (交付申請の時期等)

- 第5条 本支援金の交付申請は、知事が別に定める日までに交付申請を行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

- 第6条 本支援金の交付決定は、交付申請を受けた日から、原則として30日以内に行うものとする。
- 2 本支援金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

### (承認を要しない変更等)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本支援金の増額又は2割以上の減額に係る

変更以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

3 規則第12条第3項の申請書には、様式第4号による計画書その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、支援事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本支援金の交付について必要な事項は、子育て・人材局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年11月17日から施行し、平成22年度の支援金から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に鳥取県私立中学校生徒授業料減免補助金交付要綱第3条第1項に規定する授業料減免の対象となっている者であって、平成22年度中にこの要綱の第3条第1項に規定する受給権者となる者については、この要綱の第3条第2項の規定にかかわらず、平成22年度中の本支援金の額は、別表の第2欄に定める限度額から授業料減免額を控除した額（零未満である場合には、零）を限度とする。

(平成31年度から平成33年度までの特例)

3 第3条第2項の規定の平成31年度から平成33年度までの各年度における適用については、同項中「者とする。」とあるのは、「者とする。ただし保護者等が本支援金の支給に付随して国が実施する実態把握のための調査に協力しない場合（協力することが必要でない認められる場合又は協力しないことについてやむを得ない事情があると認められる場合を除く。）はこの限りでない。」とする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年3月30日から施行し、平成24年度の支援金から適用する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県私立中学校就学支援金交付要綱の規定にかかわらず、平成24年6月分までの支援金に係る受給権者の区分は、なお従前の例による。

附 則

(経過措置)

1 この要綱は、平成24年9月24日から施行し、平成24年度7月分以降の支援金から適用する。ただし、受給権者の区分は、平成24年7月分からの支援金について適用する。

2 この要綱の施行の際、現に平成24年度分の支援金の交付申請のなされている者に係る平成24年7月から平成25年6月分の支援金については、別表附表1中「18,900円」、「30,000円」、「40,200円」及び「41,100円」とあるのは「51,300円」と、別表附表2中「252,900円」、「260,100円」、「272,700円」、「267,300円」及び「274,500円」とあるのは「279,900円」と読み替えるものとする。ただし、この要綱の施行の日

から平成25年6月までの間に支援金の変更承認を受けた者に係る当該支援金についてはこの限りではない。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の支援金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県私立中学校就学支援金交付要綱は、平成26年度以後に入学する者に適用し、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の支援金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の支援金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年7月1日から施行し、平成30年度の支援金から適用する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県私立中学校就学支援金交付要綱の規定にかかわらず、平成30年6月分までの支援金に係る受給権者の区分は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行し、平成31年度の支援金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行し、令和元年度（平成31年度）の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行し、令和2年7月分の補助金から適用する。

別表第 1 (第 3 条関係)

区 分	内 容
受給権者に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 2 第 1 項、第 33 条の 8 第 2 項又は第 47 条第 2 項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第 47 条第 1 項の規定により親権を行う児童福祉施設の長、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 857 条の 2 第 2 項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人又は受給権者がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者を除く。）がいる場合	当該保護者
受給権者に保護者がいない場合	当該受給権者（当該受給権者が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）

別表第 2 (第 3 条関係)

1 受給権者の区分	2 限度額	
	授業料	その他の納付金（※）
生活保護世帯である受給権者	1 人月額 33,000 円 又は授業料の額の いずれか低い額	1 人月額 3,500 円又は 各校で定める額のい ずれか低い額
保護者等の市町村民税所得割額が 0 円（非課税）である受給権者	同上	1 人月額 1,750 円又は 各校で定める額のい ずれか低い額
保護者等の市町村民税の課税標準額に 6/100 を乗じた額から市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に 3/4 を乗じた額）を引いた額が 100 円以上 154,500 円未満である受給権者	同上	-
保護者等の市町村民税の課税標準額に 6/100 を乗じた額から市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に 3/4 を乗じた額）を引いた額が 154,500 円以上 209,700 円未満である受給権者	1 人月額 19,800 円 又は授業料の額の いずれか低い額	-
保護者等の市町村民税の課税標準額に 6/100 を乗じた額から市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に 3/4 を乗じた額）を引いた額が 209,700 円以上 263,700 円未満である受給権者	1 人月額 14,850 円 又は授業料の額の いずれか低い額	-
保護者等の市町村民税の課税標準額に 6/100 を乗じた額から市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に 3/4 を乗じた額）を引いた額が 263,700 円以上 304,200 円未満である受給権者	1 人月額 9,900 円 又は授業料の額の いずれか低い額	-

（※）施設設備費、施設費、施設設備拡充費、教育振興費、教育充実費、教育振興充実費、図書費又は実験実習費（授業料と同等に毎月納付が必要なもの又は月額が決まっているものに限る。）

## 鳥取県私立中学校就学支援金実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県内の私立中学校に在学する生徒の教育に係る経済的負担を軽減し、生徒の就学の機会を確保することを目的とした就学支援金を県が支給するために必要な事項を定めるものとする。

### (受給資格)

第2条 就学支援金は、鳥取県内の私立中学校に在学する生徒であって、その保護者（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。）又はその生徒の就学に要する経費を負担すべき者（以下「保護者等」という。）の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものとして鳥取県私立中学校就学支援金交付要綱（平成22年11月17日付第201000112708号鳥取県企画部長通知。以下「交付要綱」という。）で定める者に対し、当該私立中学校における就学について支給する。

2 就学支援金は、前項に規定する者が中学校を卒業したときは、支給しない。

### (受給資格の認定及び通知等)

第3条 前条第1項に規定する者（同条第2項に該当する者を除く。）は、就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する私立中学校の設置者を通じて、知事に対し、就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けるものとする。

2 前項に規定する認定の申請は、前項に規定する者が、申請書に、保護者等の市町村民税の課税標準額及び市町村民税の調整控除の額を明らかにすることのできる市町村の長の証明書その他の書類を添付して、その者が在学する私立中学校の設置者を通じて、知事に提出することによって行うものとする。

3 知事は、第1項に規定する認定をしたとき又は認定をしなかったときは、その旨を同項に規定する申請を行った者に対し、その者が在学する私立中学校の設置者を通じて、通知するものとする。

4 第1項の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）は、氏名を変更したときは、その旨をその者が在学する私立中学校の設置者を通じて、速やかに知事に届けるものとする。

### (受給事由消滅の届出及び通知)

第4条 当該認定に係る私立中学校（以下「支給対象中学校」という。）の設置者は、当該支給対象中学校に在学する受給権者に係る就学支援金の支給を受ける事由が消滅したとき（当該受給権者が私立中学校を卒業したときを除く。）は、その旨を速やかに知事に届けるものとする。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を当該届出に係る受給権者であった者に対し、支給対象中学校であった私立中学校の設置者を通じて、通知するものとする。

### (就学支援金の額)

第5条 就学支援金は、受給権者がその初日において支給対象中学校に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、交付要綱で定める額とする。

### (就学支援金の支給)

第6条 知事は、受給権者に対し、就学支援金を支給する。

2 就学支援金の支給は、受給権者が認定の申請をした日（当該申請が私立中学校の設置者に到達した日（以下「申請日」という。）をいう。）の属する月から始め、当該就学支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 受給権者がやむを得ない理由により第3条の認定の申請をすることができなかった場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたとき（当該申請が支給対象中学校の設置者に到達したときをいう。）は、やむを得ない理由により当該認定の申請をすることができなくなった日を申請日とみなして、前項の規定を適用する。

### (就学支援金の額の通知)

第7条 知事は、各年度における最初の就学支援金を支給したときは、当該就学支援金の額を、支給対象中学校の設置者を通じて、受給権者に通知するものとする。

- 2 知事は、各年度における最初の就学支援金であるときを除き、受給権者に支給した就学支援金の額が前月に当該受給権者に支給した就学支援金の額と異なるときは、支給対象中学校の設置者を通じて、当該受給権者に通知するものとする。

(代理受領等)

第8条 支給対象中学校の設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(就学支援金の支給の停止等)

第9条 就学支援金は、受給権者が支給対象中学校を休学した場合において、受給権者が、支給対象中学校の設置者を通じて、知事に申し出たときは、その支給を停止する。

- 2 就学支援金は、前項の規定による申出をした受給権者については、同項に規定する場合に該当する旨の申出をした日（当該申出が支給対象中学校の設置者に到達した日をいう。）の属する月の翌月から当該場合に該当しなくなった旨の申出をした日（当該申出が支給対象中学校の設置者に到達した日をいう。）の属する月までの間、その支給を停止する。
- 3 第1項の規定による申出は、受給権者が、申出書を支給対象中学校の設置者を通じて、知事に提出することによって行うものとする。
- 4 第1項の規定による申出をした受給権者は、第1項に規定する場合に該当しなくなったときは、申出書に、収入状況届出書等を添付して、支給対象中学校の設置者を通じて、知事に提出するものとする。ただし、既に保護者等の課税証明書等を提出している場合にあっては、当該申出書のみを提出すれば足りる。
- 5 知事は、第1項の規定による申出により就学支援金の支給を停止したとき又は前項の申出に基づき就学支援金の支給を再開したときは、その旨を当該申出を行った受給権者に対し、支給対象中学校の設置者を通じて、通知するものとする。

(収入の状況の届出等)

第10条 受給権者は、毎年度、知事の定める日までに、収入状況届出書等を、支給対象中学校の設置者を通じて、知事に提出することによって行わなければならない。ただし、第9条第1項の規定により、就学支援金の停止されている場合にあっては、前条第2項の規定により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、受給権者は、当該受給権者に係る保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、支給対象中学校の設置者を通じて、速やかに知事に提出しなければならない。ただし、既に当該保護者等の課税証明書等を提出している場合にあっては、これを添付することを要しない。
- 3 知事は、前2項の規定による届出があった場合において、当該届出を行った者が第2条第1項に該当すると認めるときは、その旨をその者に対し、その者が在学する中学校の設置者を通じて、通知しなければならない。

(授業料及びその他の納付金の額の提出等)

第11条 支給対象中学校の設置者は、学則その他の当該支給対象中学校の授業料及びその他の納付金（以下、「授業料等」という。）の額を証明する書類の写しを知事に提出するものとする。当該授業料等の額を変更したときも、同様とする。

(就学支援金の交付)

第12条 県は、予算の範囲内で、就学支援金の支給に要する費用の全額に相当する金額を支給対象中学校の設置者に交付する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年11月17日から施行し、平成22年度から適用する。
- 2 平成22年度の就学支援金の支給については、第6条第2項の規定にかかわらず、平成22年4月から始めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年3月30日から施行し、平成24年度から適用する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に第3条及び第9条の規定による改正前の鳥取県私立中学校就学支援金実施要領の定めるところにより作成されている様式は、新要領の規定にかかわらず、当分の間、新要領に定める様式として使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県私立中学校就学支援金実施要領の規定は、平成26年以後に入学する者に適用し、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行し、令和2年7月分の補助金から適用する。